

00863

毎週火・金曜日発行（但休日に当るとときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百四十二号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例
第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- ◆告示
- 建築代理業者の登録

医療法等に基く証票の交付

小売販売業者中の事業区域の一部改正

建設業者の変更登録

- ◆公安告示
- 遊技料金の最高額等

登録番号	登録年月日	本 現 住 所 所 籍	事務所々在地名稱 氏 名	業務管理 者
三一三	三〇、五、一七	米子市立町四丁目一六七番地	能勢建築士事務所 能勢 義光	二級建築士 能勢 義光
		鳥取県西伯郡境港町渡町一、八七一番地		
三一四	"	西伯郡境港町明治町八番地	里見建築事務所 里見 恭	二級建築士 里見 恭

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

風俗営業取締法施行条例（昭和三十年三月鳥取県条例第一三号）第三十三条第五号の規定による遊技料金の最高額及び賞品の種類最高額等を次のとおり定める。

(1) 遊技料金及び賞品の額

(1) ば ち ん こ 一回百円以内（玉一箇二円以内）
 賞品の額 二百円以内

鳥取県公安委員会委員長 寺谷英太郎

昭和三十年五月十七日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所々在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第一五三号	昭和二十九年 七月二十三日	松 本 組	(旧)鳥取市東町一四二 (新)東伯郡東伯町字徳万	松 本 大 藏

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年五月二日変更登録した。

昭和三十年五月十七日

表中

「灘手村 灘手村 灘手村の区域 一五〇」を削る。

鳥取県告示第二百四十五号

次のように身分を証明する証票を交付した。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

証票の種別

番号

交付年月日

職名

氏名

あん摩、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百七号）第十条の規定に基くもの

昭和二十二年法律第二百七号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

鳥取県告示第二百四十四号

昭和三十年三月鳥取県告示第九十七号（小売販売業者甲の事業区域等について）の一部を次のように改正する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

主事	西山	松壽	原	満津子
技師	中村	徳蔵	中村	徳蔵
主事	西山	松壽	西山	松壽

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

証票の種別

番号

交付年月日

職名

氏名

あん摩、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百七号）第十条の規定に基くもの

昭和二十二年法律第二百七号の規定に基くもの

昭和二十六年法律第二百六号の規定に基くもの

(3) その他の球技	賞品の額二百円以内
一回百円以内賞品の額二百円以内	内
(4) 玉	時間遊技 一時間料金 五十円以内
(4) 玉	時間遊技 一人料金 十五円以内
(4) 玉	ゲーム遊技 一人料金 (ゲーム遊技の料金は敗者一人分とする)
(5) まあじやん	一卓一莊戻料金 百円以内
(5) まあじやん	一回百円以内(玉一箇五四円以内)
(6) 射的	賞品の額百円以内
(6) 射的	一回百円以内(玉一箇五四円以内)
(7) 輪投	賞品の額百円以内
(7) 輪投	一回百円以内(輪一箇五四円以内)
(8) 連珠・詰将棋等一勝負(勝負が決するまでを一勝負とする)	賞品の額百円以内
(8) 連珠・詰将棋等一勝負(勝負が決するまでを一勝負とする)	料金五十円以内賞品の額百円以内

(1) 缶詰類	(3) 缶詰類
(1) 缶詰類	(1) パイン缶、(2) 桃缶、(3) 密柑缶 (2) 鮚缶、
(1) 缶詰類	(4) 密豆缶、(5) 赤貝缶、(6) 牛缶
(4) その他	(1) 角砂糖、(2) 紅茶、(3) ココア、(4) コーヒー、
(4) その他	(5) 練乳、(6) 牛乳、(7) カルピス、(8) ジュース、
(4) その他	(9) ラムネ、(10) 味の素、(11) ポマード、(12) 石けん、(13) 歯磨、(14) 人形、(15) タオル、(16) 半布、(17) 靴下

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行 日 火 金

行
鳥取縣鳥取市東町
發
者
印
制
所
鳥
取
縣
鳥
取
市
東
町
印
刷
所